



平成27年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社ツカダ・グローバルホールディング
代表者名 代表取締役社長 塚田 正之
(コード：2418 東証第1部)
問合せ先 総務部マネージャー 丸山 慶訓
(TEL. 03-5464-0081)
(URL <http://www.tsukada-global.holdings>)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月17日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努め、「倫理規程」等の社内規程の遵守により、コンプライアンス体制の維持・向上に努める。
 - (2) 業務執行部門から独立した内部監査部門が、当社グループ全体の内部監査を実施し、取締役会に対して、コンプライアンスの状況を報告するとともに、その体制の見直しを随時行う。
 - (3) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力による不当要求に対しては、関係機関と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした態度で臨む。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社グループは、「文書管理規程」その他関連規程を定め、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報につき、適切に保存及び管理を行うとともに、秘密保持に努める。
 - (2) これらの文書、情報等は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループは、取締役会及び経営会議等の会議体における慎重な審議並びに決裁手続きの適正な運用により、事業リスクの管理を行う。
 - (2) 内部監査部門は、当社子会社及び各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (3) 当社子会社及び各部門における各種危機管理体制を整備し、リスクの把握、分析、対応策の検討を行い、予防に努める。また、リスクが現実化した場合の対処方法につき整備する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定められた、権限及び責任を遵守し、効率的に職務の執行を行う。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ全体の協力体制の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行う。
 - (3) これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、必要に応じてその体制を検証する。

5. 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 1から4記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社との情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査部門は、当社グループ各社に対して監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議の上、人選を行う。
 - (2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得た上で決定する。
 - (3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、当社又は子会社に重大な損失を与える事象が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が生じた時は、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。
 - (2) 内部監査部門は、監査の結果を適時、適切な方法により、監査役に報告するものとする。
 - (3) 監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いをすることを禁じ、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
 - (2) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (3) 監査役は内部監査部門との連携を図り、実効的な監査業務を遂行するものとする。
 - (4) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
 - (5) 監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求により会社は速やかに支払う。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループは、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために関連規程の整備等、社内体制の充実を図るものとする。
 - (2) 監査役及び内部監査部門は、財務報告とその内部統制の整備・運用状況を監視・検証し、必要に応じてその改善策を取締役会に報告する。

以上